

第 1 章 盛土規制法の概要

第 1 節 盛土規制法の目的

【法】（目的）

第 1 条 この法律は、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う崖崩れ又は土砂の流出による災害の防止のため必要な規制を行うことにより、国民の生命及び財産の保護を図り、もつて公共の福祉に寄与することを目的とする。

【解説】

盛土規制法は、令和 3 年 7 月に静岡県熱海市で発生した土石流災害を踏まえ、宅地、農地、森林等の土地の用途にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制することにより、盛土等に伴う災害を防止し、国民の生命及び財産を保護することを目的に制定されました。

盛土規制法は、都道府県等（中核市を含む。以下同じ。）が盛土等の崩落により人家等に危害を及ぼしうるエリアを規制区域として指定することにより、規制区域内で行われる盛土等を許可又は届出等の規制対象とするとともに、既存の危険な盛土等についても是正勧告の対象とすることができます。

なお、甲府市は、これまで旧宅地造成等規制法に基づく規制区域の指定を行っておらず、盛土規制法の施行に伴い、新たに規制区域を指定し、規制を開始します。

この手引きに記載する法令等は、表 1-1 のとおり省略して示しています。

表 1-1 盛土規制法に関する法令等

表記	法令等
法	宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）
政令	宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和 37 年政令第 16 号）
省令	宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和 37 年建設省令第 3 号）
細則	甲府市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則（令和 7 年甲府市規則第 14 号）
施行通知	宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に当たっての留意事項について（技術的助言）（令和 5 年 5 月 26 日付け国官参宅第 12 号・5 農振第 650 号・5 林整治第 244 号）

第2節 用語の定義

1 全体

【法】（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 宅地 農地、採草放牧地及び森林（以下この条、第21条第4項及び第40条第4項において「農地等」という。）並びに道路、公園、河川その他政令で定める公共の用に供する施設の用に供されている土地（以下「公共施設用地」という。）以外の土地をいう。

二～四 略

五 災害 崖崩れ又は土砂の流出による災害をいう。

六 設計 その者の責任において、設計図書（宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事を実施するために必要な図面（現寸図その他これに類するものを除く。）及び仕様書をいう。第55条第2項において同じ。）を作成することをいう。

七 工事主 宅地造成、特定盛土等若しくは土石の堆積に関する工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自らその工事をする者をいう。

八 工事施行者 宅地造成、特定盛土等若しくは土石の堆積に関する工事の請負人又は請負契約によらないで自らその工事をする者をいう。

九 造成宅地 宅地造成又は特定盛土等（宅地において行うものに限る。）に関する工事が施行された宅地をいう。

【解説】

盛土規制法における主な用語の定義は、上記のとおり盛土規制法第2条に規定されています。このうち、盛土規制法における土地の定義及び区分は、**図1-1**に示すとおりです。

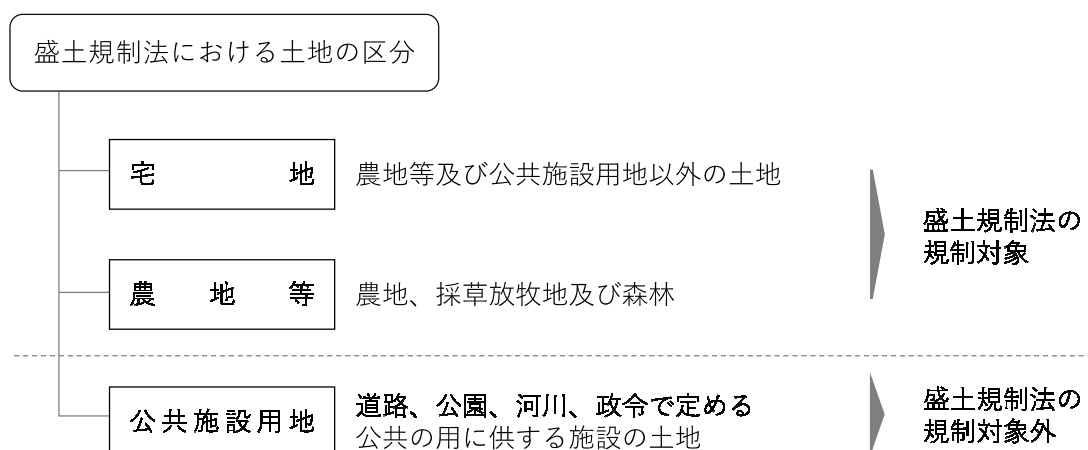


図1-1 盛土規制法における土地の区分

2 宅地造成及び特定盛土等（土地の形質の変更）

【法】（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 略

二 宅地造成 宅地以外の土地を宅地にするために行う盛土その他の土地の形質の変更で政令で定めるものをいう。

三 特定盛土等 宅地又は農地等において行う盛土その他の土地の形質の変更で、当該宅地又は農地等に隣接し、又は近接する宅地において災害を発生させるおそれが高いものとして政令で定めるものをいう。

四～九 略

【政令】（宅地造成及び特定盛土等）

第3条 法第2条第2号及び第3号の政令で定める土地の形質の変更は、次に掲げるものとする。

一 盛土であつて、当該盛土をした土地の部分に高さが1メートルを超える崖を生ずることとなるもの

二 切土であつて、当該切土をした土地の部分に高さが2メートルを超える崖を生ずることとなるもの

三 盛土と切土とを同時にする場合において、当該盛土及び切土をした土地の部分に高さが2メートルを超える崖を生ずることとなるときにおける当該盛土及び切土（前2号に該当する盛土又は切土を除く。）

四 第1号又は前号に該当しない盛土であつて、高さが2メートルを超えるもの

五 前各号のいずれにも該当しない盛土又は切土であつて、当該盛土又は切土をする土地の面積が500平方メートルを超えるもの

【解説】

盛土規則法の規制対象となる「宅地造成及び特定盛土等」とは、いずれも一定規模以上の盛土又は切土による土地の形質の変更のことをいいます。土地の形質の変更の定義は図1-2、盛土規制法の規制対象となる規模は表1-2に示すとおりです。なお、規制対象規模は、後述する宅地造成等工事規制区域と特定盛土等規制区域で同じです。

土石の形質の変更

盛土又は切土を行うこと

特定盛土等

宅地又は農地等において行う盛土その他の土地の形質の変更で、当該宅地又は農地等に隣接し、又は近接する宅地において災害を発生させるおそれが高いものとして政令で定めるもの

宅地造成

宅地以外の土地を宅地にするための盛土その他の土地の形質の変更で政令で定めるもの

図1-2 土地の形質の変更の定義

表 1-2 盛土規制法の規制対象となる土地の形質の変更

行為	宅地造成等工事規制区域 及び 特定盛土等規制区域	イメージ図
宅地造成又は特定盛土等	① 盛土で高さが1 m超の崖を生ずるもの	
	② 切土で高さが2 m超の崖を生ずるもの	
	③ 盛土と切土を同時に行い、高さが2 m超の崖を生ずるもの (①、②を除く)	
	④ 盛土で高さが2 m超となるもの (①、③を除く)	
	⑤ 盛土又は切土をする土地の面積が500㎡超となるもの (①～④を除く)	

※ 「崖」とは、地表面が水平面に対して 30 度を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く。）以外のものをいう。

(1) 盛土のタイプ（平地盛土、腹付け盛土及び谷埋め盛土）の定義

盛土については、盛土のタイプにより崖崩れや土砂の流出に伴う災害を防止するために必要な措置が異なることを踏まえ、各種の許可手続き等において、次に掲げるとおり適切に盛土の分類を行ったうえで技術的基準への適合性等を判断してください。

ア 勾配 1/10 以下の平坦地において行われる盛土で、谷埋め盛土に該当しないものを「平地盛土」とする。

イ 勾配 1/10 超の傾斜地盤上において行われる盛土で、谷埋め盛土に該当しないものを「腹付け盛土」とする。

ウ 谷や沢を埋め立てて行う盛土を「谷埋め盛土」とする。

3 崖

【政令】（定義等）

第1条 この政令において、「崖」とは地表面が水平面に対し 30 度を超える角度をなす土地で硬岩盤（風化の著しいものを除く。）以外のものをいい、「崖面」とはその地表面をいう。

2 崖面の水平面に対する角度を崖の勾配とする。

3 小段その他の崖以外の土地によって上下に分離された崖がある場合において、下層の崖面の下端を含み、かつ、水平面に対し 30 度の角度をなす面の上方に上層の崖面の下端があるときは、その上下の崖は一体のものとみなす。

4 擁壁の前面の上端と下端（擁壁の前面の下部が地盤面と接する部分をいう。以下この項において同じ。）とを含む面の水平面に対する角度を擁壁の勾配とし、その上端と下端との垂直距離を擁壁の高さとする。

【解説】

「2 宅地造成及び特定盛土等（土地の形質の変更）」のうち、一定の高さ以上に盛土又は切土をして崖を生ずる場合、崖面の崩落を防ぐために擁壁等を設置することが義務付けられています。

ここでいう「崖」とは、地表面が水平に対して 30 度を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く。）以外の地盤条件のものをいい、「崖面」とはその地表面をいいます。

その他盛土規制法政令第1条に規定している崖の勾配や崖の一体については、**技術的基準編「第3章第1節 擁壁の設置条件」**を参照してください。

4 土石の堆積

【法】（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～三 略

四 土石の堆積 宅地又は農地等において行う土石の堆積で政令で定めるもの（一定期間の経過後に当該土石を除却するものに限る。）をいう。

五～九 略

【政令】（土石の堆積）

第4条 法第2条第4号の政令で定める土石の堆積は、次に掲げるものとする。

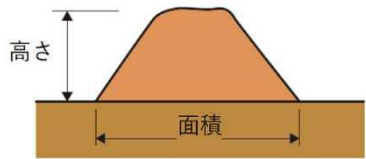
一 高さが2メートルを超える土石の堆積

二 前号に該当しない土石の堆積であつて、当該土石の堆積を行う土地の面積が500平方メートルを超えるもの

【解説】

盛土規則法の規制対象となる「土石の堆積」とは、一時的に土石を一定規模以上に積み重ねたものをいい、**表 1-3** に示すとおりです。なお、宅地造成又は特定盛土等と同様に、規制対象規模は、後述する宅地造成等工事規制区域と特定盛土等規制区域で同じです。

表 1-3 盛土規制法の規制対象となる土石の堆積

行為	宅地造成等工事規制区域 及び 特定盛土等規制区域	イメージ図
土石の堆積	⑥ 最大時に堆積する高さが2 m超かつ面積が300㎡超となるもの	
	⑦ 最大時に堆積する面積が500㎡超となるもの	

(1) 土石の定義

盛土規制法における「土石」とは、以下に示すとおり土砂若しくは岩石又はこれらの混合物を指します。

ア 「土砂」

「土石」のうち「土砂」とは、次の①から⑤までのいずれかに該当するものをいいます。

- ① 地盤を構成する材料のうち、粒径 75 ミリメートル未満の礫、砂、シルト及び粘土（以下「土」という。）
- ② 地盤を構成する材料のうち、粒径 75 ミリメートル以上のもの（以下「石」という。）を破碎すること等により土と同等の性状にしたもの
- ③ 地盤を構成する材料のうち、土に植物遺骸等が分解されること等により生じた有機物が混入したもの
- ④ 土にセメント、石灰若しくはこれらを主材とした改良材、吸水効果を有する有機材料又は無機材料等の土質性状を改良する材料その他の性状改良材を混合等したもの
- ⑤ 建設廃棄物等の建設副産物（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号。以下「資源有効利用促進法」という。）第 2 条第 2 項に規定する副産物のうち建設工事に伴うもの）を土と同等の性状にしたもの

イ 「岩石」

「土石」のうち「岩石」とは、石のほか、建設副産物を石と同等の性状にしたものをいいます。

(2) 土石の堆積の定義

盛土規制法における「土石の堆積」とは、先述したとおり土石を積み重ねたものをいいますが、以下に示すもの（イメージは図 1-3 を参照）は盛土規制法の規制対象外となります。

ア 試験、検査等のための試料の堆積

イ 屋根及び壁で囲まれた空間その他の閉鎖された場所における土石の堆積

ウ 岩石のみを堆積する土石の堆積であって勾配が 30 度以下のもの

エ 主として土石に該当しない商品又は製品を製造する工場等の敷地内において堆積された、商品又は製品の原材料となる土石の堆積

なお、主たる商品又は製品が土石に該当する土質改良プラント等の工場等については、敷地内において商品又は製品の原材料となる土石を堆積する場合や、商品又は製品である土石を堆積する場合のいずれについても、盛土規制法の規制対象となります。



図 1-3 規制対象外となる土石の堆積のイメージ

5 公共施設用地

【法】（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 宅地 農地、採草放牧地及び森林（以下この条、第21条第4項及び第40条第4項において「農地等」という。）並びに道路、公園、河川その他政令で定める公共の用に供する施設の用に供されている土地（以下「公共施設用地」という。）以外の土地をいう。

二～九 略

【政令】（公共の用に供する施設）

第2条 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下「法」という。）第2条第1号の政令で定める公共の用に供する施設は、砂防設備、地すべり防止施設、海岸保全施設、津波防護施設、港湾施設、漁港施設、飛行場、航空保安施設、鉄道、軌道、索道又は無軌条電車の用に供する施設その他これらに準ずる施設で主務省令で定めるもの及び国又は地方公共団体が管理する学校、運動場、墓地その他の施設で主務省令で定めるものとする。

【省令】（公共の用に供する施設）

第1条 宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号。以下「令」という。）第2条の主務省令で定める砂防設備、地すべり防止施設、海岸保全施設、津波防護施設、港湾施設、漁港施設、飛行場、航空保安施設、鉄道、軌道、索道又は無軌条電車の用に供する施設その他これらに準ずる施設は、雨水貯留浸透施設、農業用ため池及び防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和49年法律第101号）第2条第2項に規定する防衛施設とする。

- 2 令第2条の主務省令で定める国又は地方公共団体が管理する施設は、学校、運動場、緑地、広場、墓地、廃棄物処理施設、水道、下水道、営農飲雑用水施設、水産飲雑用水施設、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林地荒廃防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設とする。

【解説】

盛土規制法においては、公共の用に供する施設（以下「公共施設」という。）の用に供されている土地（以下「公共施設用地」という。）については規制対象外としており、盛土規制法のほか、政令及び省令において公共施設の範囲を規定しています。

公共施設用地は、公共施設が現に存在する土地に加え、公共施設の用に供されることが決定している土地を含みます。反対に、公共施設の用に供されなくなることが決定している土地は含まれません。

また、公共施設のうち、公園については都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）による公園のほか、国又は地方公共団体が管理する公園や自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）第 10 条第 1 項及び第 2 項並びに第 16 条第 1 項及び第 2 項に基づき公園事業として国又は地方公共団体が執行する施設を含みます。

なお、公共施設に係る工事で発生した残土や公共施設に係る工事で使用する土砂等により公共施設用地外で盛土等を行う工事は、盛土規制法の規制対象となることに留意が必要です。

6 規制区域（宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域）

【法】（宅地造成等工事規制区域）

第 10 条 都道府県知事は、基本方針に基づき、かつ、基礎調査の結果を踏まえ、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積（以下この章及び次章において「宅地造成等」という。）に伴い災害が生ずるおそれがある大きい市街地若しくは市街地となろうとする土地の区域又は集落の区域（これらの区域に隣接し、又は近接する土地の区域を含む。第 5 項及び第 26 条第 1 項において「市街地等区域」という。）であつて、宅地造成等に関する工事について規制を行う必要があるものを、宅地造成等工事規制区域として指定することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定により宅地造成等工事規制区域を指定しようとするときは、関係市町村長の意見を聴かなければならない。

3 第 1 項の指定は、この法律の目的を達成するため必要な最小限度のものでなければならない。

4 都道府県知事は、第 1 項の指定をするときは、主務省令で定めるところにより、当該宅地造成等工事規制区域を公示するとともに、その旨を関係市町村長に通知しなければならない。

5 市町村長は、宅地造成等に伴い市街地等区域において災害が生ずるおそれがある大きい第 1 項の指定をする必要があると認めるときは、その旨を都道府県知事に申し出ることができる。

6 第 1 項の指定は、第 4 項の公示によってその効力を生ずる。

【法】（特定盛土等規制区域）

第 26 条 都道府県知事は、基本方針に基づき、かつ、基礎調査の結果を踏まえ、宅地造成等工事規制区域以外の土地の区域であつて、土地の傾斜度、溪流の位置その他の自然的条件及び周辺地域における土地利用の状況その他の社会的条件からみて、当該区域内の土地において特定盛土等又は土石の堆積が行われた場合には、これに伴う災害により市街地等区域その他の区域の居住者その他の者（第 5 項及び第 45 条第 1 項において「居住者等」という。）の生命又は身体に危害を生ずるおそれが特に大きいと認められる区域を、特定盛土等規制区域として指定することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定により特定盛土等規制区域を指定しようとするときは、関係市町村長の

意見を聴かなければならない。

3 第1項の指定は、この法律の目的を達成するため必要な最小限度のものでなければならない。

4 都道府県知事は、第1項の指定をするときは、主務省令で定めるところにより、当該特定盛土等規制区域を公示するとともに、その旨を関係市町村長に通知しなければならない。

5 市町村長は、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害により当該市町村の区域の居住者等の生命又は身体に危害を生ずるおそれが特に大きいと認めるときは、その旨を都道府県知事に申し出ることができる。

6 第1項の指定は、第4項の公示によってその効力を生ずる。

【解説】

宅地造成等工事規制区域とは、市街地や集落、その周辺など、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリアのことをいい、宅地造成等に伴う災害から人命を守るために都道府県等が指定する区域です。

一方、特定盛土等規制区域とは、市街地や集落などから離れているものの、地形等の条件から盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリアのことをいい、宅地造成等工事規制区域以外の土地の区域について、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害から人命を守るために都道府県等が指定する区域です。

以上の二つの規制区域を都道府県等が指定することにより、規制区域内で新たに行われる盛土等に関する工事を許可又は届出等の規制対象とするとともに、既存の危険な盛土等についても是正勧告等の対象とすることができます。

甲府市は、国が策定した実施要領に基づき、規制区域を設定するための基礎調査を実施したところ、市内全域を規制区域として指定することとなりました。市全域の規制区域（案）は図1-4のとおりです。また、規制区域（案）は、以下の市ホームページでご確認できます。

URL：<https://www.city.kofu.yamanashi.jp/shinrin/morido/kisotyousakeka.html>

公開型GIS「こうふMAP」：<https://kofu.geocloud.jp/webgis/?p=0&bt=0&mp=338-5&>

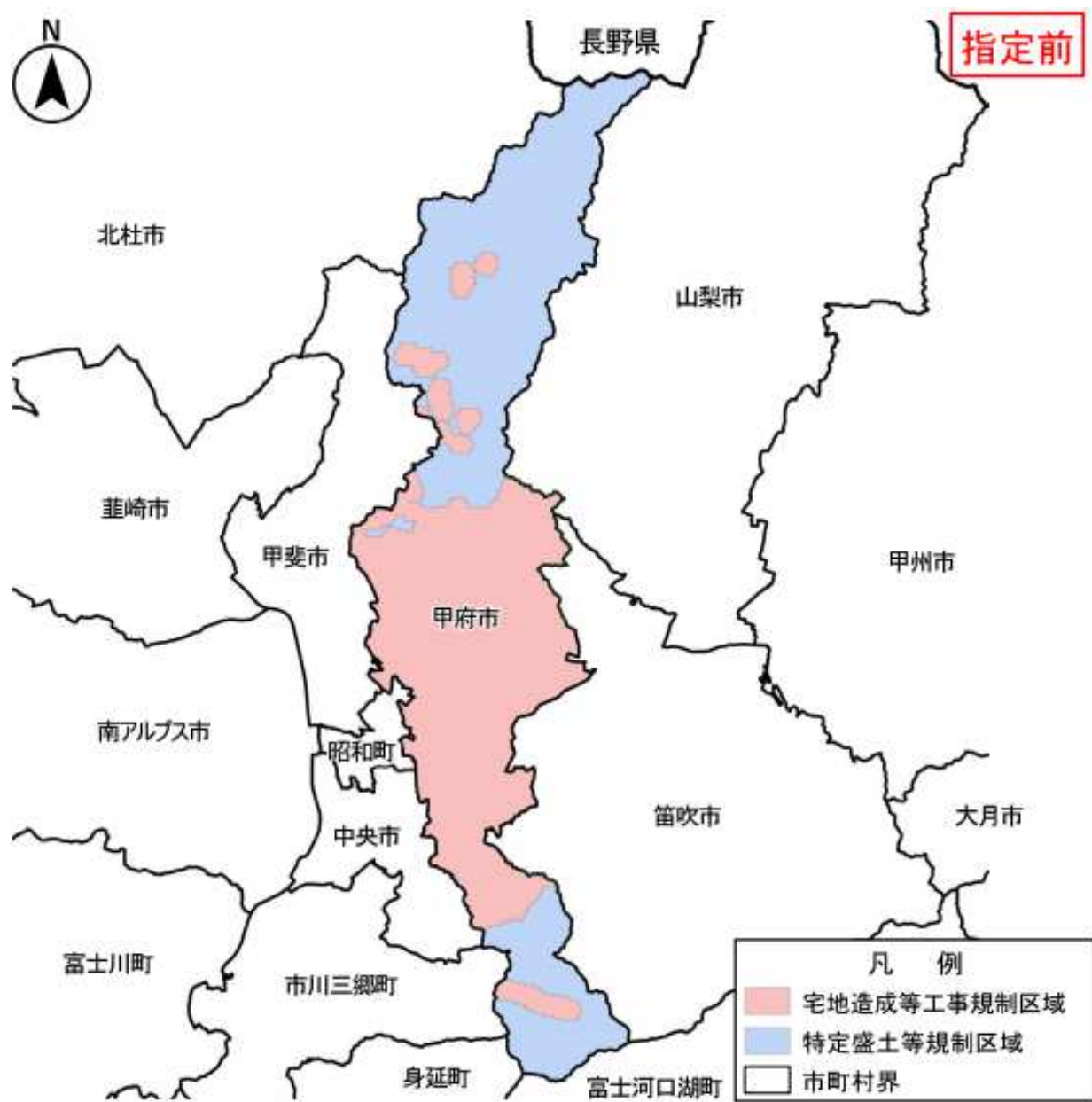


図 1-4 甲府市の規制区域

7 用語の定義のまとめ

【解説】

本節に示した用語のほか、盛土規制法に基づく許可申請等の手続きにおいて、よく使用される主な用語は表 1-4 示すとおりです。

表 1-4 盛土規制法における主な用語の定義

用語	定義
宅地	農地、採草放牧地、森林、道路、公園、河川その他公共施設用地以外の土地のこと
農地等	農地、採草放牧地及び森林のこと
宅地造成	宅地以外の土地を宅地にするために行う盛土その他の土地の形質の変更で、政令第 3 条で定めるもの
特定盛土等	宅地又は農地等において行う盛土その他の土地の形質の変更で、当該宅地又は農地等に隣接し、又は近接する宅地において災害を発生させるおそれが大きいものとして、政令第 3 条で定めるもの。なお、特定盛土等は宅地造成を含む
土石の堆積	宅地又は農地等において行う土石の堆積で政令第 4 条で定めるもの
盛土等	宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積のこと
崖	地表面が水平面に対し 30 度を超える角度をなす土地のこと
擁壁等	擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設若しくは地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留のこと
宅地造成等工事規制区域	市街地や集落、その周辺など、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリア
特定盛土等規制区域	市街地や集落などから離れているものの、地形等の条件等から、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリア

第3節 盛土等に関する工事の許可申請又は届出が必要となる工事等の概要

1 盛土等に関する工事の許可申請又は届出の要否の判定

【解説】

盛土等に関する工事の許可申請又は届出の要否は、図 1-5 及び図 1-6 により確認してください。なお、判断に迷う場合は、工事の計画が分かる図面等を持参し、担当窓口（表 1-13 参照）までご相談ください。

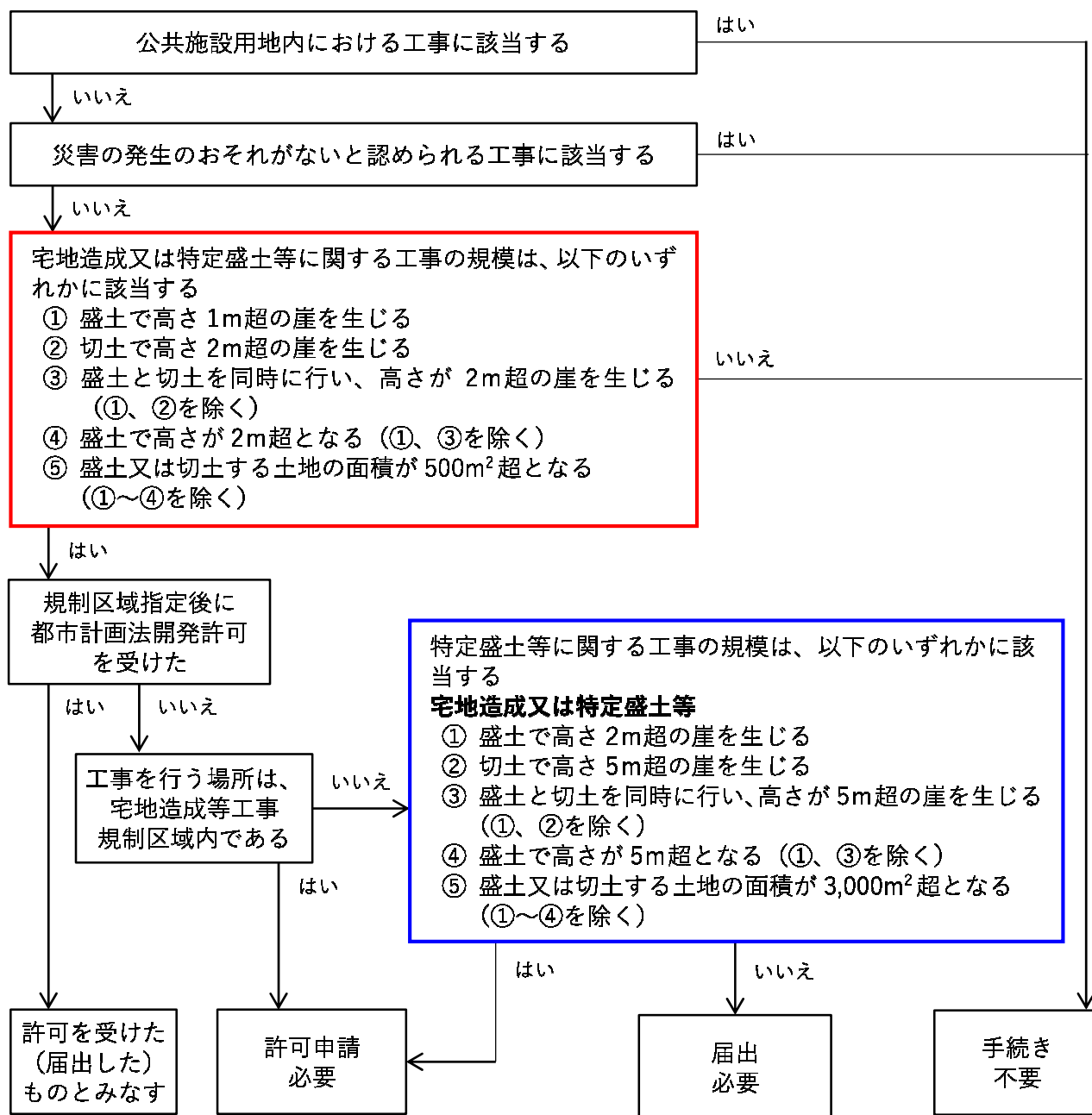


図 1-5 許可申請及び届出手続きの要否判定フロー（宅地造成又は特定盛土等）

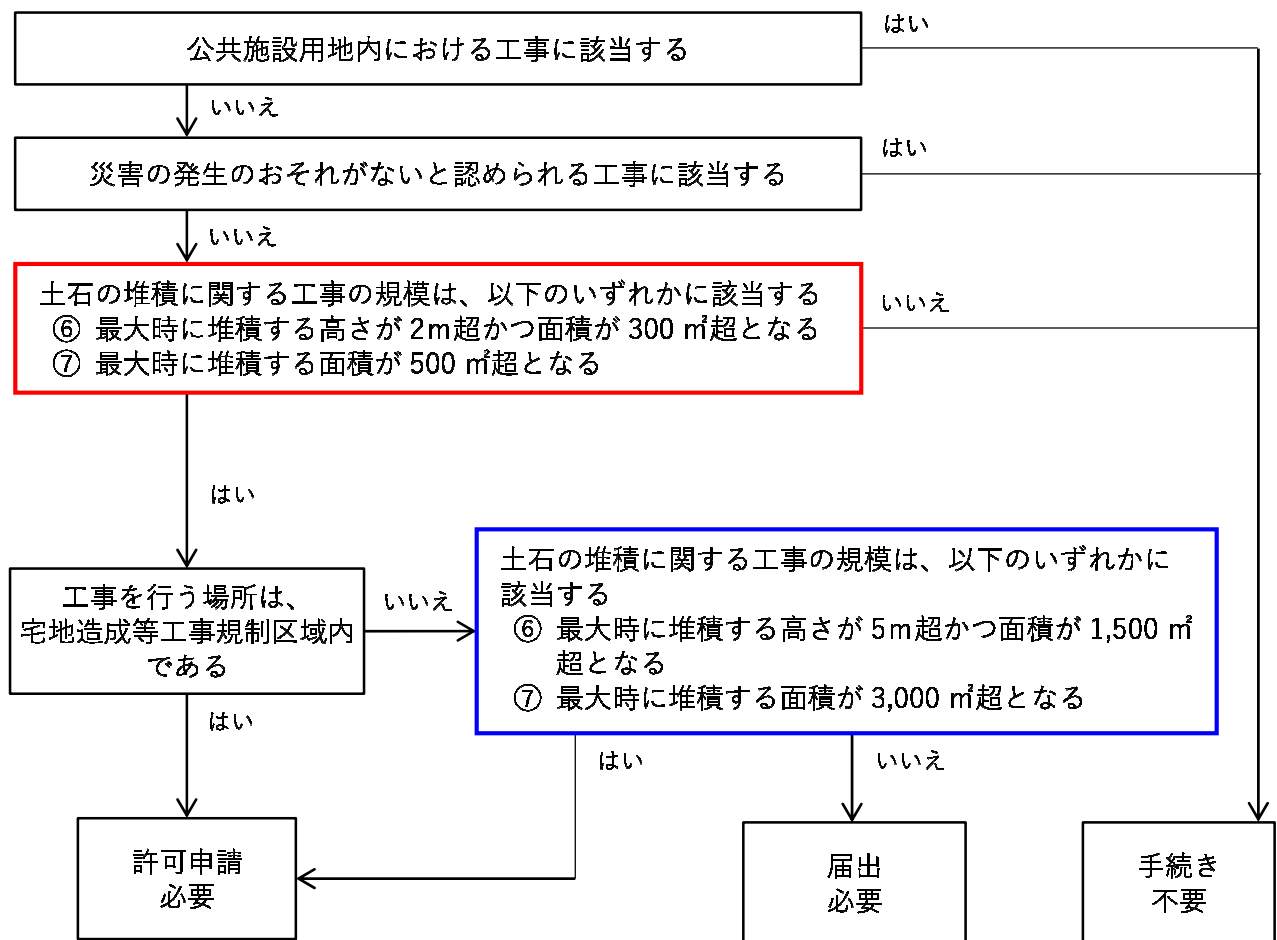


図 1-6 許可申請及び届出手続きの要否判定フロー（土石の堆積）

2 許可申請が必要な盛土等に関する工事

【法】（宅地造成等に関する工事の許可）

第 12 条 宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事については、工事主は、当該工事に着手する前に、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められるものとして政令で定める工事については、この限りでない。

2～4 略

【法】（特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可）

第 30 条 特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等又は土石の堆積（大規模な崖崩れ又は土砂の流出を生じさせるおそれ大きいものとして政令で定める規模のものに限る。以下この条から第 39 条まで及び第 55 条第 1 項第 2 号において同じ。）に関する工事については、工事主は、当該工事に着手する前に、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の発生のおそれがないと認められるものとして政令で定める工事については、この限りでない。

2～5 略

【政令】（許可を要する特定盛土等又は土石の堆積の規模）

第28条 法第30条第1項の政令で定める規模の特定盛土等は、第23条各号に掲げるものとする。

2 法第30条第1項の政令で定める規模の土石の堆積は、第25条第2項各号に掲げるものとする。

【政令】（中間検査を要する宅地造成又は特定盛土等の規模）

第23条 法第18条第1項の政令で定める規模の宅地造成又は特定盛土等は、次に掲げるものとする。

- 一 盛土であつて、当該盛土をした土地の部分に高さが2メートルを超える崖を生ずることとなるもの
- 二 切土であつて、当該切土をした土地の部分に高さが5メートルを超える崖を生ずることとなるもの
- 三 盛土と切土とを同時にする場合において、当該盛土及び切土をした土地の部分に高さが5メートルを超える崖を生ずることとなるときにおける当該盛土及び切土（前2号に該当する盛土又は切土を除く。）

四 第1号又は前号に該当しない盛土であつて、高さが5メートルを超えるもの

五 前各号のいずれにも該当しない盛土又は切土であつて、当該盛土又は切土をする土地の面積が3,000平方メートルを超えるもの

【政令】（定期の報告を要する宅地造成等の規模）

第25条 略

2 法第19条第1項の政令で定める規模の土石の堆積は、次に掲げるものとする。

- 一 高さが5メートルを超える土石の堆積であつて、当該土石の堆積を行う土地の面積が1,500平方メートルを超えるもの
- 二 前号に該当しない土石の堆積であつて、当該土石の堆積を行う土地の面積が3,000平方メートルを超えるもの

【解説】

宅地造成等工事規制区域内又は特定盛土等規制区域内において行われる一定規模以上の盛土等に関する工事は、盛土等に関する工事に伴う災害を防止する観点から、当該工事に着手する前に、市長の許可を受ける必要があります。許可申請が必要な盛土等に関する工事の規模は、表1-5に示すとおりです。

許可申請に関する具体的な手続きや様式、添付書類については、「第2章 盛土等に関する工事の許可申請」を参照してください。

なお、特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等又は土石の堆積に関する工事については、表1-5に示す規模未満であれば、許可申請は不要ですが、届出の対象となる場合があります。（「3 届出が必要な盛土等に関する工事（4）特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等又は土石の堆積に関する工事」を参照）

表 1-5 許可申請が必要な盛土等に関する工事

行為	宅地造成等工事規制区域	特定盛土等規制区域	イメージ図
宅地造成又は特定盛土等	① 盛土で高さが1 m超の崖を生ずるもの	① 盛土で高さが2 m超の崖を生ずるもの	
	② 切土で高さが2 m超の崖を生ずるもの	② 切土で高さが5 m超の崖を生ずるもの	
	③ 盛土と切土を同時に行い、高さが2 m超の崖を生ずるもの（①、②を除く）	③ 盛土と切土を同時に行い、高さが5 m超の崖を生ずるもの（①、②を除く）	
	④ 盛土で高さが2 m超となるもの（①、③を除く）	④ 盛土で高さが5 m超となるもの（①、③を除く）	
	⑤ 盛土又は切土をする土地の面積が500 m ² 超となるもの（①～④を除く）	⑤ 盛土又は切土をする土地の面積が3,000 m ² 超となるもの（①～④を除く）	
土石の堆積	⑥ 最大時に堆積する高さが2 m超かつ面積が300 m ² 超となるもの	⑥ 最大時に堆積する高さが5 m超かつ面積が1,500 m ² 超となるもの	
	⑦ 土石の堆積を行う土地の面積が500 m ² を超えるもの（⑥を除く）	⑦ 土石の堆積を行う土地の面積が3,000 m ² を超えるもの（⑥を除く）	

※ 「崖」とは、地表面が水平面に対して 30 度を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く。）以外のものをいう。

3 届出が必要な盛土等に関する工事

(1) 規制区域指定の際に着手済みの盛土等に関する工事

【法】（工事等の届出）

第 21 条 宅地造成等工事規制区域の指定の際、当該宅地造成等工事規制区域内において行われている宅地造成等に関する工事の工事主は、その指定があつた日から 21 日以内に、主務省令で定めるところにより、当該工事について都道府県知事に届け出なければならない。

2～4 略

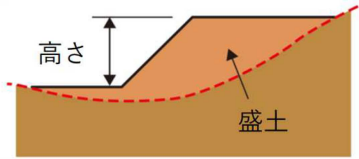
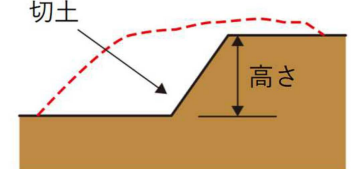
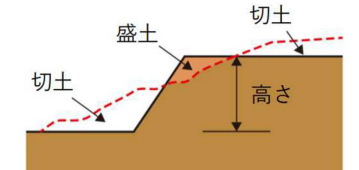
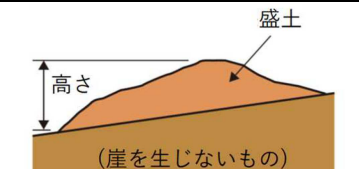
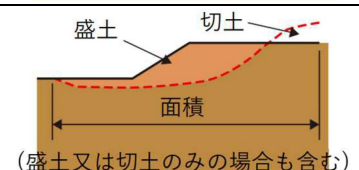
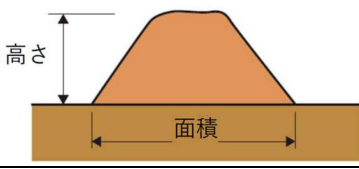
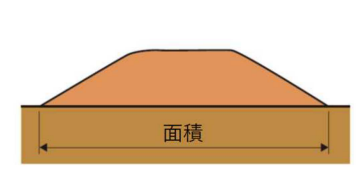
※特定盛土等規制区域については、第 40 条で同様に規定

【解説】

盛土規制法に基づく規制区域の指定の際、つまり、規制開始時点で表 1-6 に示す規模の盛土等に関する工事を行っている場合、工事主は規制開始日から 21 日以内に市長に届出をする必要があります。

届出に関する具体的な手続きや様式、添付書類については、「第 3 章 盛土等に関する工事の届出等」を参照してください。

表 1-6 規制区域指定の際に着手済みで届出が必要な盛土等に関する工事の規模

行為	宅地造成等工事規制区域 及び 特定盛土等規制区域	イメージ図
宅地造成又は特定盛土等	① 盛土で高さが1 m超の崖を生ずるもの	
	② 切土で高さが2 m超の崖を生ずるもの	
	③ 盛土と切土を同時に行い、高さが2 m超の崖を生ずるもの (①、②を除く)	
	④ 盛土で高さが2 m超となるもの (①、③を除く)	
	⑤ 盛土又は切土をする土地の面積が500㎡超となるもの (①～④を除く)	
土石の堆積	⑥ 最大時に堆積する高さが2 m超かつ面積が300㎡超となるもの	
	⑦ 最大時に堆積する面積が500㎡超となるもの	

※ 「崖」とは、地表面が水平面に対して 30 度を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く。）以外のものをいう。

(2) 擁壁等に関する工事

【法】(工事等の届出)

第 21 条 略

2 略

3 宅地造成等工事規制区域内の土地（公共施設用地を除く。以下この章において同じ。）において、擁壁等に関する工事その他の工事で政令で定めるものを行おうとする者（第 12 条第 1 項若しくは第 16 条第 1 項の許可を受け、又は同条第 2 項の規定による届出をした者を除く。）は、その工事に着手する日の 14 日前までに、主務省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

4 略

※特定盛土等規制区域については、第 40 条で同様に規定

【政令】(届出を要する工事)

第 26 条 法第 21 条第 3 項の政令で定める工事は、擁壁若しくは崖面崩壊防止施設で高さが 2 メートルを超えるもの、地表水等を排除するための排水施設又は地滑り抑止ぐい等の全部又は一部の除却の工事とする。

2 前項の崖面崩壊防止施設の高さは、崖面崩壊防止施設の前面の上端と下端（当該前面の下部が地盤面と接する部分をいう。）との垂直距離によるものとする。

※特定盛土等規制区域については、第 34 条で同様に規定

【解説】

宅地造成等工事規制区域内又は特定盛土等規制区域内の土地において、次に示す全部又は一部を除却する工事を行う場合は、当該工事に着手する日の 14 日前までに市長に届出をする必要があります。

届出に関する具体的な手続きや様式、添付書類については、「**第 3 章 盛土等に関する工事の届出等**」を参照してください。

なお、盛土規制法に基づき許可を受けた盛土等に関する工事又は特定盛土等規制区域内において届出をした盛土等に関する工事を行う過程で、擁壁等を除却する場合、届出は不要です。

- ① 高さが 2 m 超の擁壁又は崖面崩壊防止施設
- ② 地表水等を排除するための排水施設
- ③ 地滑り抑止ぐい等

(3) 公共施設用地の転用

【法】(工事等の届出)

第 21 条 略

2・3 略

4 宅地造成等工事規制区域内において、公共施設用地を宅地又は農地等に転用した者（第 12 条第 1 項若しくは第 16 条第 1 項の許可を受け、又は同条第 2 項の規定による届出をした者を除く。）は、その転用した日から 14 日以内に、主務省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

※特定盛土等規制区域については、第 40 条で同様に規定

【解説】

宅地造成等工事規制区域内又は特定盛土等規制区域内において、公共施設用地を宅地又は農地等に転用した場合は、当該用地を転用した日から 14 日以内に市長に届出をする必要があります。

届出に関する具体的な手続きや様式、添付書類については、「第 3 章 盛土等に関する工事の届出等」を参照してください。

なお、盛土規制法に基づき許可を受けた盛土等に関する工事又は特定盛土等規制区域内において届出をした盛土等に関する工事を行う過程で、公共施設用地を転用する場合、届出は不要です。

(4) 特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等又は土石の堆積に関する工事

【法】（特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出等）

第 27 条 特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等又は土石の堆積に関する工事については、工事主は、当該工事に着手する日の 30 日前までに、主務省令で定めるところにより、当該工事の計画を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の発生のおそれがないと認められるものとして政令で定める工事については、この限りでない。

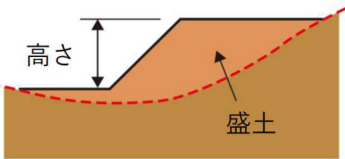
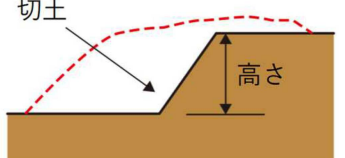
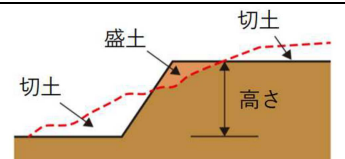
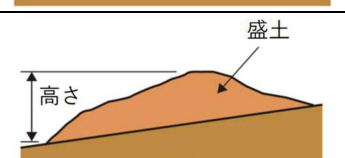
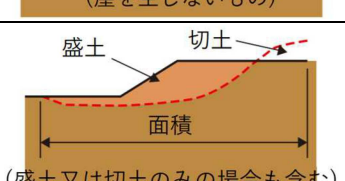
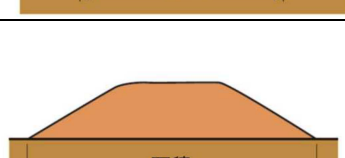
2～5 略

【解説】

特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等又は土石の堆積に関する工事のうち、表 1-7 に示す規模に該当するものについては、市長に届出をする必要があります。

届出に関する具体的な手続きや様式、添付書類については、「第 3 章 盛土等に関する工事の届出等」を参照してください。

表 1-7 特定盛土等規制区域内において届出が必要な工事

行為	特定盛土等規制区域	イメージ図
特定盛土等	① 盛土で高さが1 m超の崖を生ずるもの	
	② 切土で高さが2 m超の崖を生ずるもの	
	③ 盛土と切土を同時に行い、高さが2 m超の崖を生ずるもの (①、②を除く)	
	④ 盛土で高さが2 m超となるもの (①、③を除く)	
	⑤ 盛土又は切土をする土地の面積が500 m ² 超となるもの (①～④を除く)	
土石の堆積	⑥ 最大時に堆積する高さが2 m超かつ面積が300 m ² 超となるもの	
	⑦ 最大時に堆積する面積が500 m ² 超となるもの	

※ 「崖」とは、地表面が水平面に対して30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く。）以外のものをいう。

4 許可申請及び届出が不要となる工事

(1) 公共施設用地において行われる工事（規制対象外）

【解説】

「第2節 5 公共施設用地」に示す道路、公園、河川その他公共施設用地において行われる工事は、盛土規制法の規制対象外であり、許可申請及び届出は不要となります。

(2) 通常の営農行為（規制対象外）

【解説】

農地及び採草放牧地において、通常の生産活動及びほ場管理のために行われる行為であって土地の形質を維持する「通常の営農行為」については、災害の危険性を増大させないことから、盛土規制法の規制対象外となり、許可申請及び届出は不要となります。

甲府市が定める通常の営農行為の範疇は表 1-8 に示すとおりです。なお、通常の営農行為に該当しない盛土や切土等は、盛土規制法の許可申請又は届出、農地法の一時転用許可申請が必要となるため、盛土規制法担当窓口及び甲府市農業委員会に相談してください。

表 1-8 甲府市が定める通常の営農行為の範疇

通知等	通常の営農行為に該当する工事等
施行通知	通常生産活動並びにほ場管理のための耕起、代かき、整地、畝立、けい畔の新設、補修及び除去、農地の改良※であって次の全てに該当する場合 ① 農地を改良する実面積が1,000㎡未満のもの ② 客土、盛土、切土の厚さが最も厚い部分で1m以内のもの ③ 工事期間（工事着手から耕作可能な状態の農地への復元が完了するまでの期間）が6か月以内のもの ④ 改良により事業地内の道水路に形状の変更等が生じないもの ※ 農地の改良とは、農地の保全若しくは利用増進といった農業経営の改善を目的として農地の所有者又は耕作者が農地の客土、盛土、切土等を行うことにより農地の形質を変更する行為

(3) 災害の発生のおそれがないと認められる工事（他の法令等により確認が行われる工事）

【政令】（宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事等）

第5条 法第12条第1項ただし書の政令で定める工事は、次に掲げるものとする。

- 一 鉱山保安法（昭和24年法律第70号）第13条第1項の規定による届出をした者が行う当該届出に係る工事又は同法第36条、第37条、第39条第1項若しくは第48条第1項若しくは第2項の規定による産業保安監督部長若しくは鉱務監督官の命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る工事
- 二 鉱業法（昭和25年法律第289号）第63条第1項の規定による届出をし、又は同条第2項（同法第87条において準用する場合を含む。）若しくは同法第63条の2第1項若しくは第2項の規定によ

る認可を受けた者（同法第 63 条の 3 の規定により同法第 63 条の 2 第 1 項又は第 2 項の規定により施業案の認可を受けたとみなされた者を含む。）が行う当該届出又は認可に係る施業案の実施に係る工事

三 採石法（昭和 25 年法律第 291 号）第 33 条若しくは第 33 条の 5 第 1 項の規定による認可を受けた者が行う当該認可に係る工事又は同法第 33 条の 13 若しくは第 33 条の 17 の規定による命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る工事

四 砂利採取法（昭和 43 年法律第 74 号）第 16 条若しくは第 20 条第 1 項の規定による認可を受けた者が行う当該認可に係る工事又は同法第 23 条の規定による都道府県知事若しくは河川管理者の命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る工事

五 前各号に掲げる工事と同等以上に宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事として主務省令で定めるもの

2 略

※特定盛土等規制区域については、第 29 条で同様に規定

【省令】（宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事）

第 8 条 令第 5 条第 1 項第 5 号の主務省令で定める工事は、次に掲げるものとする。

一 土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 2 条第 2 項に規定する土地改良事業、同法第 15 条第 2 項に規定する事業又は土地改良事業に準ずる事業に係る工事

二 火薬類取締法（昭和 25 年法律第 149 号）第 3 条若しくは第 10 条第 1 項の許可を受け、若しくは同条第 2 項の規定による届出をした者が行う火薬類の製造施設の設置に係る工事、同法第 12 条第 1 項の許可を受け、若しくは同条第 2 項の規定による届出をした者が行う当該許可若しくは届出に係る工事又は同法第 27 条第 1 項の許可を受けた者が行う当該許可に係る工事

三 家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）第 21 条第 1 項若しくは第 4 項（同法第 46 条第 1 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による家畜の死体の埋却に係る工事又は同法第 23 条第 1 項若しくは第 3 項（同法第 46 条第 1 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による家畜伝染病の病原体により汚染し、若しくは汚染したおそれがある物品の埋却に係る工事

四 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 7 条第 6 項若しくは第 14 条第 6 項の許可を受けた者若しくは市町村の委託（非常災害時における市町村から委託を受けた者による委託を含む。）を受けて一般廃棄物の処分を業として行う者が行う当該許可若しくは委託に係る工事又は同法第 8 条第 1 項、第 9 条第 1 項、第 15 条第 1 項若しくは第 15 条の 2 の 6 第 1 項の許可を受けた者が行う当該許可に係る工事

五 土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 16 条第 1 項の規定による届出をした者が行う当該届出に係る工事又は同法第 22 条第 1 項若しくは第 23 条第 1 項の許可を受けた者が行う当該許可に係る工事

六 平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成 23 年法律第 110 号）第 15 条若しくは第 19 条の規定による廃棄物の保管若しくは処分、第 17 条第 2 項（同法第 18 条第 5 項において準用する場合を含む。）の規定による廃棄物の保管、同法第 30 条第 1 項若しくは第 38 条第 1 項の規定による除去土壌の保管若しくは処分又は同法第 31 条第 1 項若しくは第 39 条第 1 項の規定による除去土壌等の保管に係る工事

七～十 略

【解説】

表 1-9 に示す工事は、災害の発生を防止するために当該工事の実施に当たって従うべき一定の基準や行為制限が設けられているものであるため、許可申請及び届出は不要となります。

このうち、省令第8条第1号に規定する「土地改良事業に準ずる事業」は、土地改良法の手続きには基づかないものの、同法第2条第2項に規定する土地改良事業と同等の工事を行う事業であり、国の補助事業のほか、都道府県、市町村、土地改良区等が単独で実施する事業の一部も該当します。この「土地改良事業に準ずる事業」は、盛土等の施工に際して土地改良事業の実施に当たって用いられる「土地改良事業計画設計基準」等の技術基準に基づき、適切に設計及び施工が行われることが必要です。また、該当する国、都道府県、市町村、土地改良区等が定める要綱・要領等にその旨を明記することも必要です。

表 1-9 災害の発生のおそれがないと認められる工事（他の法令等により確認が行われる工事）

根拠法令	具体的な内容
政令第5条第1項 〔第29条第1項〕	・ 鉱山保安法に基づく鉱物の採取（鉱業上使用する特定施設の設置に係る工事等） ・ 鉱業法に基づく鉱物の採取（認可を受けた施業案の実施に係る工事等） ・ 採石法に基づく岩石の採取（認可を受けた採取計画に係る工事等） ・ 砂利採取法に基づく砂利の採取（認可を受けた採取計画に係る工事等）
省令第8条第1号 から第6号	・ 土地改良法に基づく土地改良事業（農業用排水施設の新設等）及び準ずる事業 ・ 火薬類取締法に基づく火薬類の製造施設の周囲に設置する土堤の設置等 ・ 家畜伝染病予防法に基づく家畜の死体等の埋却 ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物の処分等 ・ 土壤汚染対策法に基づく汚染土壌の搬出又は処理等 ・ 平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法に基づく廃棄物若しくは除去土壌の保管又は処分

(4) 災害の発生のおそれがないと認められる工事（森林施業に必要な作業路網の整備工事）

【省令】（宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事）

第8条 令第5条第1項第5号の主務省令で定める工事は、次に掲げるものとする。

一～六 略

七 森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備に関する工事

八～十 略

【解説】

省令第8条第7号に規定する「森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備に関する工事」とは、当該工事に付随する盛土等が該当します。これらの盛土等については、国が定める森林作業道作設指針等(平成22年11月17日付け22林整整第656号林野庁長官通知)に即して一定の安全基準を満たすように行われることや、市町村森林整備計画に作業路網等の施設整備に関する事項が記載され、森林所有者等にその遵守義務を課していること等から、盛土等に伴う災害の防止が十分に図られ、一定の安定性が担保されるものと判断されるため、許可申請及び届出は不要となります。

(5) 災害の発生のおそれがないと認められる工事（国又は地方公共団体等が行う応急措置工事）

【省令】（宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事）

第8条 令第5条第1項第5号の主務省令で定める工事は、次に掲げるものとする。

一～七 略

八 国若しくは地方公共団体又は次に掲げる法人が非常災害のために必要な応急措置として行う工事

イ 地方住宅供給公社

ロ 土地開発公社

ハ 日本下水道事業団

ニ 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

ホ 独立行政法人水資源機構

ヘ 独立行政法人都市再生機構

九・十 略

【解説】

国若しくは地方公共団体又は省令第8条第8号イからヘに掲げる一定の法人が非常災害のために必要な応急措置として行う工事は、許可申請及び届出は不要となります。

(6) 災害の発生のおそれがないと認められる工事（一定規模以下の工事）

【省令】（宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事）

第8条 令第5条第1項第5号の主務省令で定める工事は、次に掲げるものとする。

一～八 略

九 宅地造成又は特定盛土等（令第3条第5号の盛土又は切土に限る。）に関する工事のうち、高さが2メートル以下であつて、盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差が30センチメートル（都道府県が規則で別に定める場合にあつては、その値）を超えない盛土又は切土をするもの

十 次に掲げる土石の堆積に関する工事

イ 令第4条第1号の土石の堆積であつて、土石の堆積を行う土地の面積が300平方メートルを超えないもの

ロ 令第4条第2号の土石の堆積であつて、土石の堆積を行う土地の地盤面の標高と堆積した土石の表面の標高との差が30センチメートル（都道府県が規則で別に定める場合にあつては、その値）を超えないもの

ハ 略

【細則案】（宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事）

第5条 省令第8条第1項第9号及び第10号ロの規定により規則で定める値は、1メートルとする。

【解説】

ア 宅地造成又は特定盛土等

図1-7に示すように、盛土又は切土をする土地の面積が500㎡を超える宅地造成又は特定盛土等に関する工事（政令第3条第5号）のうち、高さが2m以下であっても、盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差が1mを超えないものは、許可申請及び届出は不要となります。

盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差が1mを超える部分が500㎡を超える場合には許可申請又は届出が必要です。なお、図1-8のように、標高の差が1mを超える盛土又は切土の合計面積（Aの面積）が500㎡を越える場合であって、標高の差1m以下の盛土又は切土の部分との一体性が認められる場合は、標高の差1m以下の盛土又は切土の面積（Bの面積）も含めたA+Bの面積が盛土又は切土をする土地の面積（許可申請書等に記載する面積）となります。

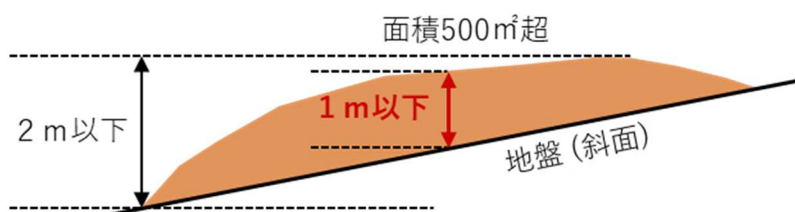


図1-7 面積500㎡超かつ高さ2m以下であって、盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差が1mを超えないもののイメージ図

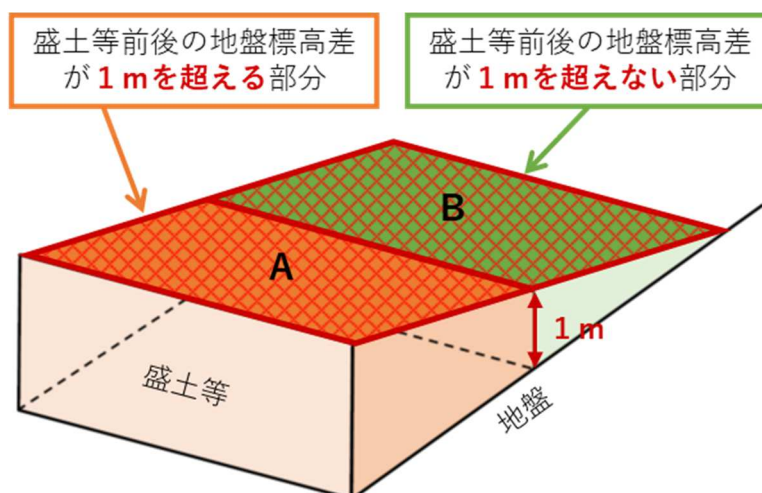


図1-8 盛土等前後の地盤面の標高の差が1mを超えない部分を含め許可申請又は届出の対象とするイメージ図

イ 土石の堆積

図 1-9 に示すように、高さ 2 m を超える土石の堆積（政令第 4 条第 1 号）であっても、土石の堆積を行う土地の面積が 300 m² を超えないもの、また、図 1-10 に示すように、土石の堆積を行う土地の面積が 500 m² を超える土石の堆積に関する工事（政令第 4 条第 2 号）のうち、土石の堆積を行う土地の地盤面の標高と堆積した土石の表面の標高との差が 1 m を超えないものは、許可申請及び届出は不要となります。

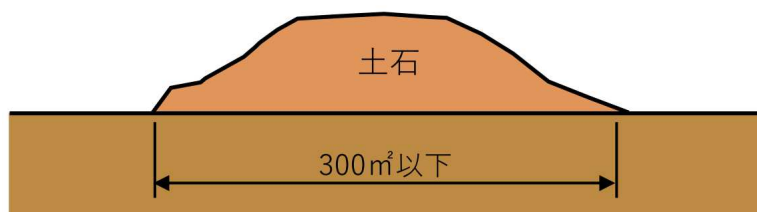


図 1-9 高さ 2 m 以下であって、土石の堆積を行う土地の面積が 300 m² を超えないもののイメージ図

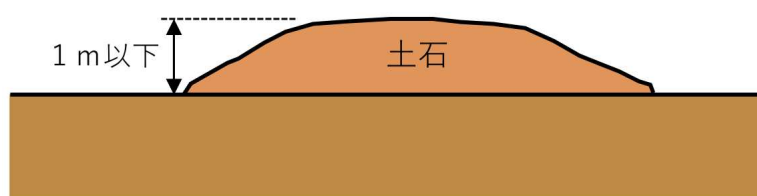


図 1-10 面積 500 m² 超であって、土石の堆積を行う土地の地盤面の標高と堆積した土石の表面の標高との差が 1 m を超えないもののイメージ図

(7) 災害の発生のおそれがないと認められる工事（工事の施行に付随して行われる土石の堆積）

【省令】（宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事）

第 8 条 令第 5 条第 1 項第 5 号の主務省令で定める工事は、次に掲げるものとする。

一～九 略

十 次に掲げる土石の堆積に関する工事

イ・ロ 略

ハ 工事の施行に付随して行われる土石の堆積であつて、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場又はその付近に堆積するもの

【解説】

工事の施行に付随して行われる土石の堆積であつて図 1-11 に示すように、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場又はその付近に堆積するものは、許可申請及び届出は不要となります。この「工事の施行に付随して行われる土石の堆積」の範囲等については、次に掲げる事項を踏まえて判断します。（出典：施行通知 第 4 規制区域内の工事等の規制について 4.(1)④）

- ア 「工事の施行に付随して行われる土石の堆積」とは、主となる本体工事があった上で、当該工事に使用する土石や当該工事から発生した土石を当該工事現場やその付近に一時的に堆積する場合の土石の堆積で、本体工事に係る主任技術者（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 26 条第 1 項に規定する主任技術者をいう。以下同じ。）等が本体工事の管理と併せて一体的に管理するものを指します。
- イ 「工事に使用する土石」とは、工事で行う盛土や埋立等の恒久物に用いる土石を指しますが、これに加え、工食用道路等の仮設構造物を構築するために用いるものを含みます。
- ウ 「工事の現場」とは、工事が行われている土地を指します。なお、請負契約を伴う工事にあつては、請負契約図書、工事施工計画書その他の書類に工事の現場として位置付けられた土地（本体の工事が行われている土地から離れた土地を含む。）については、工事の現場として取り扱います。
- エ 「工事の現場の付近」とは、本体工事に係る主任技術者等が本体の工事現場と一体的な安全管理が可能な範囲として、容易に状況を把握し到達できる工事現場の隣地や隣地に類する土地が該当します。
- オ 工事の施行に付随して行われる土石の堆積については、本体工事の期間中については許可不要とした上で、土石の搬出先となる残土処理場や流用先の工事との関係等によりやむを得ず本体工事期間後も土石の堆積を継続するものについては、引き続き許可不要とします。
- カ 工事の現場の付近における土石の堆積や、やむを得ず本体工事期間後も継続する土石の堆積については、許可不要となる条件に合致することを客観的に確認できる必要があることから、本体工事現場の管理者等に、管理体制等を記した誓約書の提出や同様の内容を記した看板の掲示等の対応を求めます。

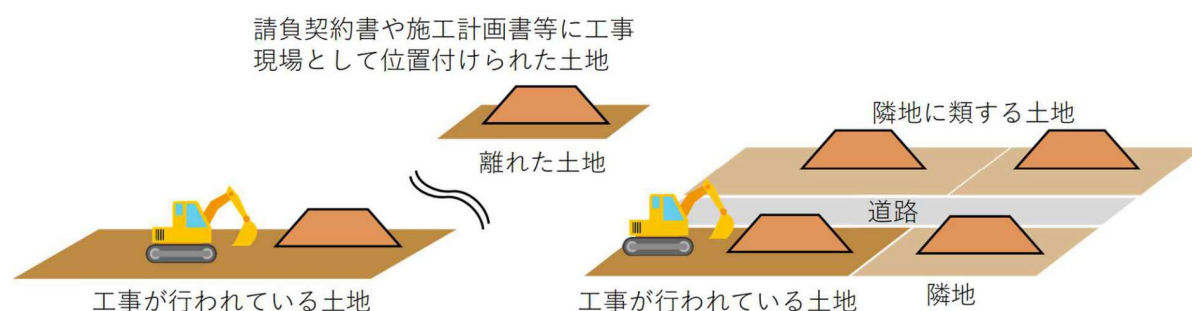


図 1-11 工事の施行に付随して行われる土石の堆積

(8) その他規制対象外若しくは許可申請及び届出不要の工事

【解説】

ア 窪地を四方の土地の高さに合わせて嵩上げする場合

図1-12 に示すように、田にけい畔の高さまで耕作に適する土を搬入して畑にする場合や四方の土地で最も低い土地の高さまで嵩上げする場合は、盛土規制法の規制対象外となります。

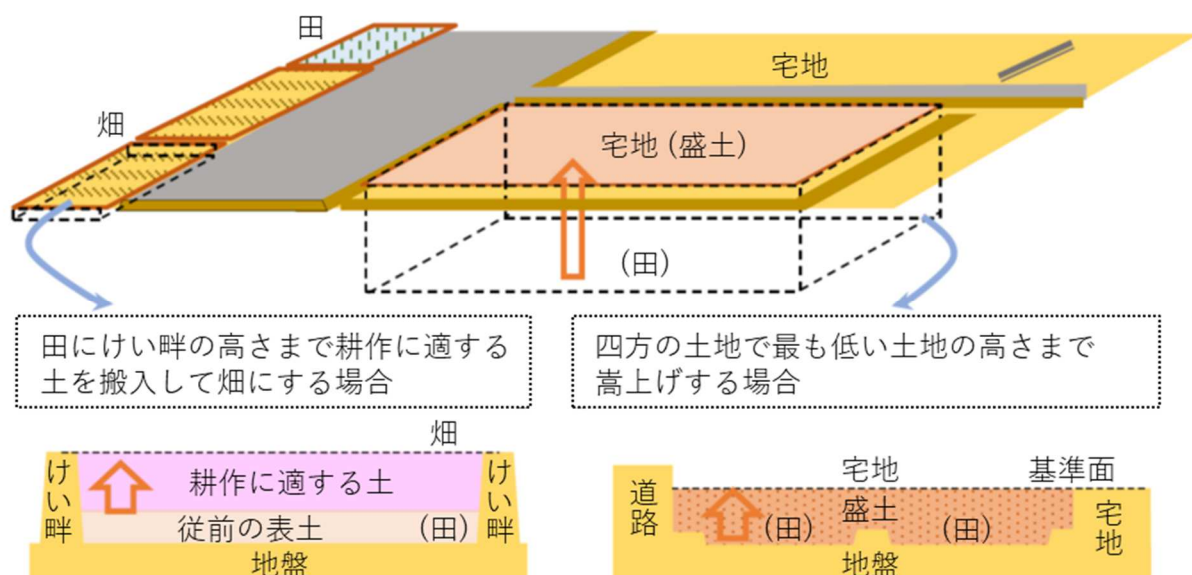


図 1-12 窪地を四方の土地の高さに合わせて嵩上げする盛土のイメージ

イ 四方の土地より少し高く盛土をする場合

図1-13 に示すように、窪地を四方の高さに合わせて嵩上げを行って平坦にした面（基準面）を基準として、工事完了後の盛土の高さや面積が規制対象規模を超えない場合は、盛土規制法の規制対象外となります。

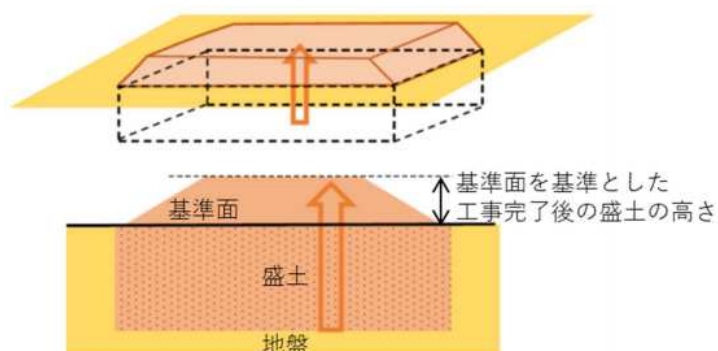


図1-13 四方の土地より少し高く盛土をするイメージ

ウ 建築物の一部が擁壁を兼ねる場合

図 1-14 に示すように、建築物の一部により崖面を押さえるような計画とする場合、規制対象規模となる造成が発生するときであっても、許可申請及び届出は不要となります。



図 1-14 建物の一部が擁壁を兼ねる場合

エ 建築物の建築・解体に伴う掘削・埋戻し

図 1-15 に示すように、建築物の建築自体と不可分な工事であり、建築に伴う掘削は土地の形質の変更とはみなさないものとします。

また、建築物の解体に伴う埋戻しについても、土地の形質の変更とはみなさないものとしますが、埋戻しの範囲は埋め戻す周囲の地盤高さまでとし、これを超えるものは盛土として取扱います。

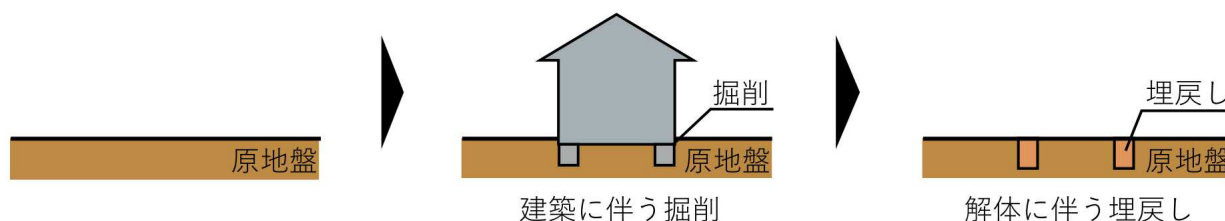


図 1-15 建築物の建築・解体に伴う掘削・埋戻し

5 許可の特例（みなし許可）

(1) 国又は都道府県等が行う工事

【法】（許可の特例）

第 15 条 国又は都道府県、指定都市若しくは中核市が宅地造成等工事規制区域内において行う宅地造成等に関する工事については、これらの者と都道府県知事との協議が成立することをもって第 12 条第 1 項の許可があつたものとみなす。

2 略

※特定盛土等規制区域については、第 34 条で同様に規定

【法】（変更の許可等）

第 16 条 第 12 条第 1 項の許可を受けた者は、当該許可に係る宅地造成等に関する工事の計画の変更をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、主務省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りではない。

2 略

3 第 12 条第 2 項から第 4 項まで、第 13 条、第 14 条及び前条第 1 項の規定は、第 1 項の許可について準用する。

4・5 略

※特定盛土等規制区域については、第 35 条で同様に規定

【解説】

国又は都道府県、指定都市若しくは中核市が行う盛土等に関する工事については、許可権者との協議が成立することをもって、許可があつたものとみなされます。これ以外の市町村が行う盛土等に関する工事については許可申請又は届出が必要となります。

なお、許可権者との協議に当たっては、許可申請と同等の内容を提示することが必要であり、

協議書や添付書類、その他必要な手続きについての詳細は「第2章 盛土等に関する工事の許可申請」を参照してください。

(2) 都市計画法の開発許可を受けた工事

【法】（許可の特例）

第15条 略

- 2 宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成又は特定盛土等について当該宅地造成等工事規制区域の指定後に都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項又は第2項の許可を受けたときは、当該宅地造成又は特定盛土等に関する工事については、第12条第1項の許可を受けたものとみなす。

※特定盛土等規制区域については、第34条で同様に規定

【法】（変更の許可等）

- 第16条 第12条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る宅地造成等に関する工事の計画の変更をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、主務省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りではない。

- 2 第12条第1項の許可を受けた者は、前項ただし書の主務省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

3・4 略

- 5 前条第2項の規定により第12条第1項の許可を受けたものとみなされた宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係る都市計画法第35条の2第1項の許可又は同条第3項の規定による届出は、当該工事に係る第1項の許可又は第2項の規定による届出とみなす。

※特定盛土等規制区域については、第35条で同様に規定

【都市計画法】（開発行為の許可）

- 第29条 都市計画区域又は準都市計画区域内において開発行為をしようとする者は、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市又は同法第252条の22第1項の中核市（以下「指定都市等」という。）の区域内にあつては、当該指定都市等の長。以下この節において同じ。）の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる開発行為については、この限りでない。（以下略）

- 2 都市計画区域及び準都市計画区域外の区域内において、それにより一定の市街地を形成すると見込まれる規模として政令で定める規模以上の開発行為をしようとする者は、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる開発行為については、この限りでない。（以下略）

【都市計画法】（変更の許可等）

- 第35条の2 開発許可を受けた者は、第30条第1項各号に掲げる事項の変更をしようとする場合においては、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、変更の許可の申請に係る開発行為が、第29条第1項の許可に係るものにあつては同項各号に掲げる開発行為、同条第2項の許可に係るものにあつては同項の政令で定める規模未満の開発行為若しくは同項各号に掲げる開発行為に該当するとき、又は国土交通省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

2 略

- 3 開発許可を受けた者は、第1項ただし書の国土交通省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

【解説】

盛土規制法に基づく規制開始以降に、都市計画法に基づく開発許可を受けた工事のうち盛土規制法の規制対象となる宅地造成又は特定盛土等については、盛土規制法による許可を受けたものとみなされます。その後の手続きとして、都市計画法に基づく変更の許可を受けたもの、軽微な変更の届出をしたものについても、盛土規制法による許可を受けたもの又は届出をしたものとみなされます。

ただし、みなし許可となった場合であっても、盛土規制法に基づく手続きが必要となる場合があるため留意してください。詳細は「**第2章 盛土等に関する工事の許可申請**」を参照してください。

〔みなし許可となった場合にも適用される盛土規制法の規定〕

- ・ 技術的基準への適合（法第13条〔第31条〕、都市計画法第33条第1項第7号の規定による）
- ・ 中間検査（法第18条〔第37条〕）
- ・ 定期の報告（法第19条〔第38条〕）
- ・ 監督処分（法第20条〔第39条〕）
- ・ 標識の掲示（法第49条）

6 盛土規制法に適合していることの証明

【省令】（法第12条第1項、第16条第1項、第30条第1項又は第35条第1項の規定に適合していることを証する書面の交付）

第88条 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項（同法第88条第1項又は第2項において準用する場合を含む。）若しくは第6条の2第1項（同法第88条第1項又は第2項において準用する場合を含む。）の規定による確認済証の交付を受けようとする者又は畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和3年法律第34号）第3条第1項の認定（同法第4条第1項の変更の認定を含む。）を受けようとする者は、その計画が法第12条第1項、第16条第1項、第30条第1項又は第35条第1項の規定に適合していることを証する書面の交付を都道府県知事に求めることができる。

【解説】

盛土規制法は、建築基準法における建築基準関係規定の一つとして位置付けられており、建築基準法に基づく建築確認申請の際、その計画が盛土規制法に適合していることを証する書面の添付を求められる場合があります。

盛土規制法の許可を必要とするものについては、許可証の写しを添付することとなりますが、盛土規制法の許可が不要なものについては、必要に応じて省令第88条の規定により、盛土規制法に適合していることの証明書の交付を申請することができます。詳細は「**第3章 盛土等に関する工事の届出等**」を参照してください。

この適合証明書は、盛土規制法の規制対象であるものの、政省令で許可申請及び届出が不要と位置付けられている場合等に交付するものであり、既存の盛土や切土、擁壁等の安全性を証

明するものではありません。

なお、盛土規制法の規制対象外となるものは対象外となります。

第4節 盛土等に関する工事の許可申請又は届出の手続きの概要

1 許可申請及び届出の手続きの流れ

【解説】

盛土等に関する工事の手続きの流れは、許可申請が必要な工事は図 1-16 及び図 1-17、届出が必要な工事は図 1-18 に示すとおりです。

なお、許可申請及び届出に係る各種手続きの詳細な流れは「第2章 盛土等に関する工事の許可申請」及び「第3章 盛土等に関する工事の届出等」を参照してください。



図 1-16 許可申請の手続きの流れ（1/2）

段階	申 請 者	産業部 林政課	そ の 他
工 事 施 行 中	【工事内容に特定工程を含む場合（土石の堆積は対象外）】		
	中間検査申請書の提出 様式第十三 法第18条第1項 〔第37条第1項〕	→ 中間検査申請書の受理	
		中間検査の実施	
	中間検査合格証受理	← 中間検査合格証の交付 様式第十四 法第18条第2項 〔第37条第2項〕	
	【3ヶ月ごとに工事の進捗状況を報告】		
	定期報告書の提出 第13号様式 第14号様式 法第19条第1項 〔第38条第1項〕	→ 定期報告書の受理	
工 事 完 了	【工事を中止、廃止又は再開する場合】		
	中止等届出書の提出 第11号様式 細則第13条	→ 中止等届出書の受理	
	完了検査（確認）申請書の提出 様式第九 （様式第十一） 法第17条第1項 〔法第36条第1項〕 （法第17条第4項 〔第36条第4項〕）	→ 完了検査（確認）申請書の受理	
		完了検査（確認）の実施	
	検査（確認）済証の受理	← 検査（確認）済証の交付 様式第十 （様式第十二） 法第17条第2項 〔法第36条第2項〕 （法第17条第5項 〔第36条第5項〕）	

図 1-17 許可申請の手続きの流れ (2/2)

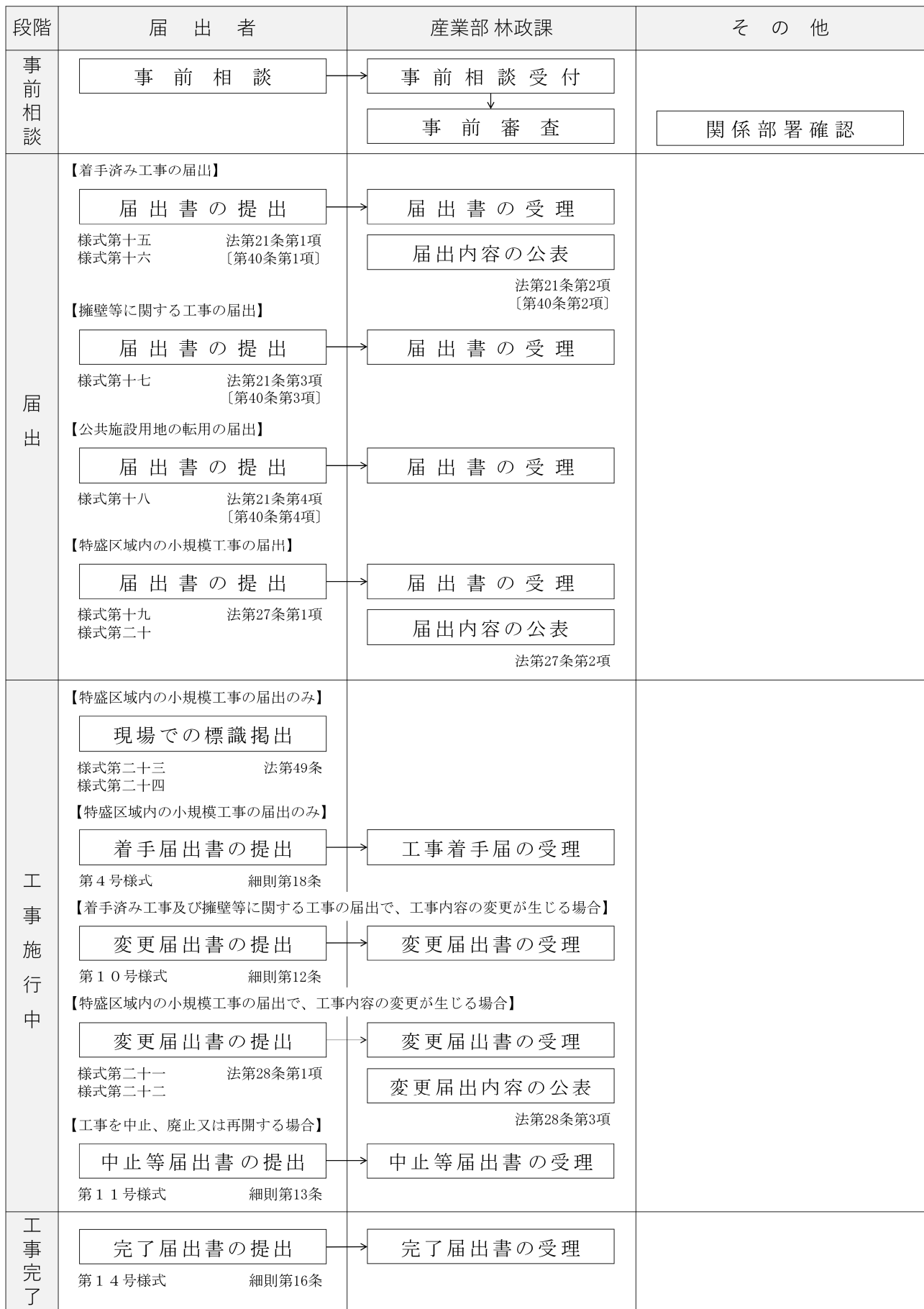


図 1-18 届出の手続きの流れ

2 許可権者と担当窓口

(1) 許可権者

【解説】

甲府市内における、盛土規制法に基づき規制する盛土等に関する工事の許可権者は、甲府市長となります。

(2) 担当窓口

【解説】

盛土等に関する工事の事前相談対応、許可申請書の受理、審査及び公表、定期報告書の受理及び内容の確認、中間検査申請書の受理及び検査、完了検査申請書の受理及び検査、各種届出書の受理、内容の確認及び公表は産業部林政課が担当します。

なお、盛土規制法に基づく規制開始以降に都市計画法の開発許可を受けた工事のうち盛土規制法の規制対象となる宅地造成又は特定盛土等については、盛土規制法による許可を受けたものとみなされ、みなし許可となる都市計画法開発許可に関しましては、まちづくり部都市計画課が担当します。

ただし、みなし許可となった場合の盛土規制法に基づく手続き（定期報告の受理、中間検査）については、産業部林政課が担当します。

表 1-10 担当窓口

所管する事務	担当窓口	役割	電話番号
盛土規制法全般 に関すること	産業部農林振興室 林政課森林保全係	〒400-8585 甲府市丸の内 1-18-1 (本庁舎 8 階)	055-298-4837
都市計画法開発許可 (みなし許可) に関すること	まちづくり部まち開発室 都市計画課指導係	〒400-8585 甲府市丸の内 1-18-1 (本庁舎 7 階)	055-237-5829

第5節 盛土規制法の罰則規定

【法】（罰則）

第55条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、3年以下の懲役又は1,000万円以下の罰金に処する。

- 一 第12条第1項又は第16条第1項の規定に違反して、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事をしたとき。
 - 二 第30条第1項又は第35条第1項の規定に違反して、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事をしたとき。
 - 三 偽りその他不正な手段により、第12条第1項、第16条第1項、第30条第1項又は第35条第1項の許可を受けたとき。
 - 四 第20条第2項から第4項まで又は第39条第2項から第4項までの規定による命令に違反したとき。
- 2 第13条第1項又は第31条第1項の規定に違反して宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の設計をした場合において、当該工事が施行されたときは、当該違反行為をした当該工事の設計をした者（設計図書を用いないで当該工事を施行し、又は設計図書に従わないで当該工事を施行したときは、当該工事施行者（当該工事施行者が法人である場合にあっては、その代表者）又はその代理人、使用人その他の従業者（次項において「工事施行者等」という。））は、3年以下の懲役又は1,000万円以下の罰金に処する。
- 3 前項に規定する違反があつた場合において、その違反が工事主（当該工事主が法人である場合にあっては、その代表者）又はその代理人、使用人その他の従業者（以下この項において「工事主等」という。）の故意によるものであるときは、当該設計をした者又は工事施行者等を罰するほか、当該工事主等に対して前項の刑を科する。

【法】

第56条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、1年以下の懲役又は300万円以下の罰金に処する。

- 一 第17条第1項若しくは第4項、第18条第1項、第36条第1項若しくは第4項又は第37条第1項の規定による申請をせず、又は虚偽の申請をしたとき。
- 二 第19条第1項又は第38条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 三 第23条第1項若しくは第2項、第27条第4項（第28条第3項において準用する場合を含む。）、第42条第1項若しくは第2項又は第47条第1項若しくは第2項の規定による命令に違反したとき。
- 四 第24条第1項（第48条において準用する場合を含む。）又は第43条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

【法】

第57条 第27条第1項又は第28条第1項の規定による届出をしないでこれらの規定に規定する工事を行い、又は虚偽の届出をしたときは、当該違反行為をした者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

【法】

第58条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

- 一 第5条第1項の規定による土地の立入りを拒み、又は妨げたとき。
- 二 第6条第1項に規定する場合において、市町村長の許可を受けずに障害物を伐除したとき、又は

都道府県知事の許可を受けずに土地に試掘等を行ったとき。

三 第 21 条第 1 項若しくは第 4 項又は第 40 条第 1 項若しくは第 4 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

四 第 21 条第 3 項又は第 40 条第 3 項の規定による届出をしないでこれらの規定に規定する工事を行い、又は虚偽の届出をしたとき。

五 第 25 条（第 48 条において準用する場合を含む。）又は第 44 条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

【法】

第 59 条 第 49 条の規定に違反したときは、当該違反行為をした者は、50 万円以下の罰金に処する。

【法】

第 60 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第 55 条 3 億円以下の罰金刑

二 第 56 条第 3 号 1 億円以下の罰金刑

三 第 56 条第 1 号、第 2 号若しくは第 4 号又は前 3 条 各本条の罰金刑

【法】

第 61 条 第 16 条第 2 項又は第 35 条第 2 項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、30 万円以下の過料に処する。

【解説】

宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関して、許可を受けずに工事を行ったり、不正な手段で許可を得たりした場合、又は工事に対する行政の命令に違反をした場合などに懲役や罰金が科されます。違反行為に対応する罰則を表 1-11 に示します。

表 1-11 盛土規制法における主な違反行為及び罰則規定

違反行為	条項	対象	法定刑		法人重科
			懲役	罰金	罰金
無許可工事	法第 55 条第 1 項 第 1 号〔第 55 条 第 1 項第 2 号〕	許可を受けずに盛 土等に関する工事 をした者	3 年 以下	1,000 万円 以下	3 億円以下 (法第 60 条第 1 号)
虚偽申請	法第 55 条第 1 項 第 3 号	偽りその他不正な 手段により 許可を受けた者	3 年 以下	1,000 万円 以下	3 億円以下 (法第 60 条第 1 号)
立入検査 拒否等	法第 56 条第 4 号	立入検査を拒み、 妨げ、又は忌避し た者	1 年 以下	300 万 円 以下	300 万円以下 (法第 60 条第 3 号)
報告徴取 拒否等	法第 58 条第 5 号	報告徴取で報告を せず、又は虚偽の 報告をした者	6 月 以下	30 万円 以下	30 万円以下 (法第 60 条第 3 号)
命令違反 (監督処分)	法第 55 条第 1 項 第 4 号	監督処分に違反し た者	3 年 以下	1,000 万円 以下	3 億円以下 (法第 60 条第 1 号)
命令違反 (改善命令)	法第 56 条第 3 号	改善命令に違反し た者、法第 27 条 第 1 項の規定によ る届出に対する勧 告に違反した者	1 年 以下	300 万円 以下	1 億円以下 (法第 60 条第 2 号)
技術的基準 違反	法第 55 条第 2 項 及び第 3 項	技術的基準に違反 して工事の設計を した者等	3 年 以下	1,000 万円 以下	3 億円以下 (法第 60 条第 1 号)
中間検査・ 完了検査 違反	法第 56 条第 1 号	完了検査（土石の 堆積の場合は確 認）、中間検査を 申請せず、又は虚 偽の申請をした者	1 年 以下	300 万円 以下	300 万円以下 (法第 60 条第 3 号)